

令和7年度境町省エネ型エアコン購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の熱中症による健康被害の防止を図るとともに、エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネルギー性能の高いエアコンディショナー（以下「省エネ型エアコン」という。）の購入又は買換えに対する費用を支援することを目的に、予算の範囲内で補助金を交付することについて、境町補助金等交付要項（平成元年要項第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 統一省エネラベル エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）で定めた家電等の省エネ基準を達成しているか否かを表示したラベルをいう。
- (2) 省エネ基準達成率 省エネ法に基づいて定められた機器ごとの省エネ基準の達成率をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする

- (1) 世帯構成員の全員または一部が、境町の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 自ら居住する住宅（店舗等の併用住宅の場合、住宅部分のみへの設置に限る。）に、次条第1項に定める省エネ型エアコンを設置すること。
- (3) 第1号に規定する者の属する世帯員全員が町税に未納がないこと。
- (4) 買換え前のエアコンディショナーを特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき適正に処理していること。

(補助対象機器)

第4条 補助金の対象となる省エネ型エアコンは、町内の家電販売店又は電気工事店等で購入及び設置したもので、次に掲げるものとする。

省エネ型エアコン（目標年度 2027 年度又は 2029 年度における省エネ基準達成率 85%以上のものを購入又は買換えの場合に限る。）

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 27 日までに補助対象者が支払い、及び設置した省エネ型エアコンの設備本体の購入費及び設置工事費（消費税及び地方消費税を除く。）とし、補助対象者自ら工事することに要した経費は含まないものとする。

2 国、地方公共団体その他団体が実施する同様の補助制度を併用する場合は、補助対象経費の額からその補助制度で受ける補助額を控除するものとする。

（補助金の額等）

第 6 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の $1/2$ に相当する額とし、補助限度額は 40,000 円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1 世帯につき 1 台を限度とする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和 8 年 3 月 27 日までに、境町省エネ型エアコン購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 補助対象経費に係る領収書又はレシート（以下「領収書等」という。）の写し（次に掲げる事項が全て記載されているものに限る。）

ア 購入者名

イ 購入日

ウ 購入店名

エ 購入製品名又は型番

オ 購入費用

（2） メーカー発行の保証書の写し（製品名及び型番が記載されているものに限る。）又は当該製品の型番を証明できる書類

（3） 省エネ基準達成率が確認できるカタログ、仕様書等の写し

（4） 買換えに伴う機器の処理に係る家電リサイクル券排出者控の写し

（5） 設置後の写真（製品の型番が確認できるもの）

（6） 申請者の振込指定口座通帳又はキャッシュカードの写し

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定及び額の確定をするものとする。

2 町長は、前項の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、境町省エネ型エアコン購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は境町省エネ型エアコン購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) この告示に定める規定又は補助金交付の条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、境町省エネ型エアコン購入費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 申請者は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、町長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(財産処分の制限期間)

第12条 当該補助を受けた省エネ型エアコンの処分制限期間は、交付申請年度の翌年度から起算して、6年間とする。ただし、補助対象者の責めによらない事由により制限期間内に処分する場合については、この限りではない。

(協力)

第13条 申請者は、町が取り組んでいる省エネ・節電等に関する調査等について協力するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。